

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	子ども加算緊急支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、子ども加算緊急支援給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

なし

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども加算緊急支援給付金支給に関する事務に関する事務
②事務の概要	子ども加算緊急支援給付金支給事業実施要綱及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱うものとする。 支給要件を確認するために、必要な課税情報等の各種情報を照会する。 【情報連携の概要】 対象者の課税情報等を確認するために、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末から情報連携を実施する。
③システムの名称	①緊急支援給付金システム ②中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項、別表第135項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部行政総務課情報公開・法制係 Tel046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目16番1号 厚木市市民福祉部生活福祉課 Tel046-225-2331
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手を介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を次のとおり講じていることから対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報の重要性や取り扱い方法に関する研修を実施 ・業務手順書を整備し、全員が統一された手順で作業を行えるようにする。 ・複数人でのチェック体制・ミス発生時の報告ルートの明確化 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先における不正な使用等のリスクへの対策として、プライバシーマークを取得することを条件とし、仕様書に個人情報の取扱いについて次のとおり詳細に明記する等、対策を講じていることから対策は「十分である」と考えられる。 ・個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、厚木市個人情報保護条例及び関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・本業務の履行に当たり、知り得た個人情報、その他の秘密を本業務履行期間のみならず、終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。 ・業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故を防止するため、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。 ・この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用又は提供してはならない。 ・個人情報を取り扱う場合、関連法令及び厚木市情報セキュリティポリシー等の個人情報保護に関する事項を遵守しなければならない。 ・発注者が別に定める厚木市情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、発注者が提供する業務遂行に必要な情報資産の管理に万全を期すものとする。 ・本業務遂行の際、あらかじめ不正利用又は機器及びデータ等の不正持ち出し、故障、事故等を防止するために必要な措置を講ずるものとする。 ・厚木市個人情報保護条例に従い、個人情報を取り扱う事務に従事する全ての者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。 ・従事者に対し研修を実施した場合には、その他実施する研修カリキュラムとともに、研修報告書を提出しなければならない。 ・従事者が履行場所に入室する際には、携帯電話等の電子機器を持ち込まないよう徹底しなくてはならない。 ・従事者が業務上必要な個人情報を記入したメモを作成した場合には、その日のうちに業務管理者が回収しシュレッダー処理を行わなければならない。 ・発注者からの本委託業務が終了したときは、速やかに発注者から提供された個人情報及びその複製物を返還するとともに、磁気媒体に記録した個人情報がある場合には、これを完全に廃棄し、以後個人情報を保有しないものとする。等	

變更箇所

[illegible]